

## 特定外来生物防除等対策事業実施要領

### 第1 目的

本要領は、特定外来生物防除等対策事業交付要綱（令和5年2月27日付け環自野発第2302273号）（以下「交付要綱」という。）第3条第3項の規定に基づき、同条第1項に掲げる事業の実施に関して必要な細目等を定めることにより、交付要綱第2条に掲げる交付の目的を達成することを目的とする。

### 第2 事業の実施方法等

#### （1）対象事業の要件

- ① 交付要綱第12条第1項の規定により地方公共団体（都道府県、市町村（特別区を含む。以下同じ。))に交付された交付金を活用して地方公共団体が行う交付要綱別表第1第2欄に掲げる事業であること。
- ② 交付要綱別表第1表第1欄の（1）に掲げる事業の実施にあたっては、以下のいずれかに該当すること
  - ア) 次のi)、ii) どちらにも該当すること。
    - i) 以下のいずれかに該当すること。
      - ・特定外来生物等の分布が全国的には局所的である場合
      - ・分布拡大の最前線であって、早期に防除を実施しなければ近隣地域に分布拡大するおそれが高い場合
      - ・地域の重要な自然資源に重大な被害を及ぼす又はそのおそれが高い場合
    - ii) 効果的な防除手法が既に開発されている、又は開発が可能である等、被害を効果的に抑制できる目標を立て得る場合
  - イ) 全国的にまだ前例のない効果的・効率的な防除手法開発や他の模範となる防除であること
- ③ 事業の効果に関する客観的な指標を設定するとともに、交付申請に当たってその目標を設定しているものであること。また、地方公共団体が交付要綱別表第2第3欄に定める者（以下「間接交付事業者」という。）に間接交付を行う事業（以下「間接交付事業」という。）にあつては、地方公共団体が間接交付事業を採択する場合にも、間接交付事業者に対してこれらの設定を求めること。ただし、個別の間接交付事業において指標及び目標を設定することが困難な場合については、地方公共団体において対象となる間接交付事業全体での事業の効果に関する客観的な指標及び目標を設定するものとする。
- ④ 交付要綱別表第1第1欄の（1）に掲げる事業であつて、地方公共団体が間接交付を行う場合にあつては、地方公共団体は総事業費のうち1/4以上を負担するものであること。ただし、次項②の規定により、都道府県が交付申請する場合を除く。

## (2) 審査における優先採択について

交付要綱第6条第1項に定める審査は、以下の①、②を加点要素とし、予算の状況等も踏まえて行う。当該審査にあたっては、必要に応じてヒアリングの実施や追加資料の作成・提出等を地方公共団体の長に求める場合がある。

なお、事業内容や予算の状況等によっては、不採択に加え、一定の条件を伴う採択や、交付申請における交付金交付申請額に満たない交付金の額を前提とした採択となる場合がある。

- ① 防除、計画等策定又は調査等に係る費用及び人員を有効に活用するため、費用対効果や実現可能性の観点から優先順位を考慮し、地域の実情に応じた効率的かつ効果的な手法及び体制等による防除、計画等策定又は調査等を実施し、又は特定外来生物等の防除等対策の推進における波及的効果が期待できるもの。なお、交付事業者が間接交付事業を採択する場合もこの基準に準ずるものとする。
- ② 「特定外来生物被害防止基本方針」(令和4年9月20日閣議決定)における都道府県の役割を踏まえ、都道府県には当該都道府県の区域内の市町村との役割分担の調整や連携促進等の取組を積極的に進めることが期待されることから、交付要綱第3条第1項第二号のうち市町村が行う事業であって、都道府県が特定外来生物等の生息状況及び被害状況に応じ、適切にとりまとめている間接交付事業。また、上記の都道府県の役割に鑑み、間接交付事業との申請によって当該都道府県により実施される事業。

## (3) 交付対象経費及び国の交付率

各事業における交付対象経費及び国の交付率は交付要綱別表第1第3欄及び第4欄のとおり。ただし、他の国庫補助金等を受けている又は受けることが確定している事業に要する経費は対象とならないものとする(他の補助金等と本事業による交付金の充当範囲が明確に分離できる場合を除く)。

## 第3 事業の評価

地方公共団体の長は、当該年度において実施した特定外来生物防除等対策事業の個別・具体的な内容を記載した実績報告書を、交付要綱様式第11により作成する際、特定外来生物防除等対策事業の目標の達成度や効果等について評価、検証を行うこと。特に、交付申請に当たって設定した指標及び目標についてその達成度や効果等を明示することとする。

また、初めて交付申請を行う場合を除き、当該年度までに実施した特定外来生物防除等対策事業の成果を記載した次年度の事業計画書を、交付要綱様式第1により作成する際も同様とする。

上記の内容を勘案し、環境大臣は、交付要綱第6条の審査にあたるものとする。

## 第4 その他

環境省自然環境局野生生物課長(以下「野生生物課長」という。)は、第2及び第3に定める事項を考慮のうえ、交付金の交付に係る事務を行うものとする。また、この要領に定めるもののほか、事業に関し必要な事項は、野生生物課長が定めるものとする。

## 附則

この実施要領は、令和5年2月27日から施行する。